

第3回検討会議論点

1 条例の基本理念について

●条例の趣旨・目的について

- 手話を言語と認める
- 身体障害者手帳を持たない中軽度の聴覚障害のある方に対する支援
- 手話及び手話以外のコミュニケーション（要約筆記、文字、触手話等）の保障

2 関係者の責務・役割・連携について

●条例の対象範囲について

●行政機関の責務・役割について

- ・聞こえない府民・市民への合理的配慮（手話のできる職員の配置等）

●事業者の責務・役割について

- 事業者等の責務

※障害者差別解消法、京都府障害のある人もない人も共にいきいきと暮らしやすい社会づくり条例との関係

- ・教育機関
- ・雇用主
- ・民生委員
- ・福祉事業所 等

3 基本的な施策の方向性について

●ろう学校での手話の獲得・習得について

- ろう教育における手話の位置づけ
- 保護者への手話学習機会の保障
- ろう学校教員の手話学習機会の保障

- ろう学校以外での教育機関での手話の習得について
 - インテグレートしている聞こえない子どもの手話習得機会の保障・情報コミュニケーションの保障

- 成人期の手話の習得について
 - 高齢の方、中途失聴の方への手話または他のコミュニケーション手段の確保
 - ピアサポート体制の構築

- 手話や多様な情報コミュニケーション方法の保障について
 - 手話だけではなく、要約筆記・文字等多様な方法での情報コミュニケーション保障
 - 労働場面での情報コミュニケーション保障
 - 教育場面（特に大学）での情報コミュニケーション保障

- 手話の普及・聴覚障害者への理解促進について
 - ・一般府民
 - ・事業者
 - ・教育機関
 - ・サークルの役割

- 人材養成について（特に若者へのはたらきかけについて）
 - 支援者の高齢化
 - 若者への養成拡大
 - 大学等での情報保障ができる専門性の高い意思疎通支援者の養成

- 環境整備について
 - 緊急時、災害時の情報コミュニケーション保障
 - 文字等での情報保障できる環境整備

- 京都府政における対応について
 - 警察、消防等の職員に対する理解の推進

4 施策の推進体制・財政上の措置について

- 施策の推進体制について
- 実施状況の評価・検証体制について